

# しまね故郷料理店認証制度実施要領

## 第1 趣 旨

本県には優れた食材となる農林水産品並びに加工品が数多く生産されている。

これらの優れた本県産品を活かし、「島根の味」を提供できる飲食店等を「しまね故(ふる)郷(さと)料理店」として認証・PRすることにより、本県産品の県内での消費拡大、いわゆる「地産地消」の促進に資することを目的とする。

## 第2 「島根県産品」の定義

この要領での「島根県産品」については下記のことをいう

1. 県内において生産された農林水産品(水産品については本県水域で漁獲されたもの。以下「本県産農林水産物」と言う。)
2. 県内で加工・製造された加工食品(以下「本県産加工食品」と言う。)
3. 県内で生産または採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
4. 県外で生産または採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

## 第3 認証の対象

認証の対象は県内において飲食業を(食事を供する旅館・ホテルを含む)営む店舗とする。(以下「店舗等」という。)

## 第4 申請方法

所定の申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、「しまねブランド推進課」まで提出するものとする。

## 第5 申請の区分

認証を希望する店舗等にあつては下記の区分によって申請するものとする。

- 1 こだわり「しまねの食材」のお店
- 2 こだわり「郷土料理」のお店

## 第6 認証の基準

認証の基準については以下のとおりとする。

### 1 共通基準

本県産の地酒や地ビール、地域特産の飲み物などを提供していること。

### 2 こだわり「しまねの食材」のお店

- (1) 通年使用している本県産農林水産物があること。
- (2) 本県産農林水産物について、旬の食材を積極的に提供していること。
- (3) その他「地産地消」の取組を行うこと。  
(例:メニューに食材の産地、生産者を表示する)

### 3 こだわり「郷土料理」のお店

- (1) 本県の伝統的な郷土料理を提供していること。
- (2) 本県産農林水産物を使用したオリジナルの郷土料理を提供していること。
- (3) 本県産加工食品を積極的に活用していること。

## 第7 審査

知事は、第6の認証基準に照らし、適切であるかを審査し、認証の可否を申請者に通知するものとする。

## 第8 認証

- 1 知事は、認証された店舗等に対し、認証書並びに認証マークを交付するものとする。
- 2 認証された店舗等については県において積極的なPRを行うものとする。

## 第9 申請内容の変更

認証を受けた店舗等にあつて、申請内容に変更が生じたときは、申請内容変更届(様式第2号)をすみやかに作成し、知事に提出するものとする。

## 第10 遵守事項

認証を受けた店舗等にあつては下記事項を遵守すること。

- 1 本県産品の利用促進に努めること。
- 2 県産品に関する情報を積極的に提供し、消費者への理解と信頼の向上に努めること。
- 3 飲食業を営むのに必要な法を遵守するとともに、衛生面についての管理を徹底すること。

## 第11 認証事項の調査、確認

知事は認証した店舗等が申請内容に即しているか否かを確認するため、必要に応じ、認証店舗責任者から報告を求め、現地調査を行うことができる。

## 第12 認証の取り消し等

知事は、認証された店舗について、基準に適合しないと認められた場合や、その他法令違反等、認証店として好ましくない事由が発生した場合は、認証を取り消すこと等ができるものとする。

また、取消の処分を受けた店舗等については、取消後3年間は認証店として認証しないものとする。

## 第13 その他

この要領に定めるもののほか、「しまね故郷(ふるさと)料理店」の認証に関し必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

平成14年度分の申請にあつては、要領の規定に関わらず、受付締切を平成15年1月15日とする。

### 附 則

この要領は、平成14年12月18日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年8月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年3月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。